

委託料金額に関する事項（第15条及び第16条並びに第42条関連）

《第1 清掃業務委託の部》

1. 毎月の基本委託料

甲が、乙に対して支払う毎月の基本委託料は下記により求めるものとする。

(1) 県立総合病院における業務にかかる委託料

委託業務実施のための年間費用（_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）を12で除した金額_____円。

(2) 県立こころの医療センターにおける業務にかかる委託料

委託業務実施のための年間費用（_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）を12で除した金額_____円。

(3) 県立こども病院における業務にかかる委託料

委託業務実施のための年間費用（_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）を12で除した金額_____円。

(4) 毎月の基本委託料

上記(1)から(3)を合計した金額を毎月の基本委託料とする。

(5) 端数の処理

上記(1)から(3)の計算の過程で得られる金額に1円未満の端数を生じたときは、小数点以下を切捨てとする。

2. 定期モニタリングによる委託料の減額

甲は、契約書別紙3による定期モニタリングの結果を下表により換算し、次期四半期の委託料を決定し、また評価点を付与する。

得点	1000～ 961	960～801	800～701	700～601	600～
減額率	0%		-1%	-2%	-3%
評価点	+1	±0	-1	-2	-3

(1) 委託料減額計算式

毎月の基本委託料（上記1.(4)）×減額率＝委託料減額金額（小数点以下切捨）

(2) 業務改善命令

評価点が累積-5点になった場合、乙は業務改善計画書を提出しなければならない。

(3) 解約

評価点の累積が-10点になった場合、甲は3か月の準備期間において本契約を解除できる。

(4) 契約の延長

イ：最終年度の総合モニタリングを実施する際、評価点が累積±0点以上かつ契約書別

紙5のアンケートの平均点が2.2以上の場合、甲は契約を6月延長することができる。
 ロ：前項において、評価点が累積+2.0点以上かつ平均点が2.5以上の場合、甲は契約を12月延長することができる。

《第2 防虫・防鼠及び特別清掃の部》

甲が、乙に対して支払う委託料は下記により求めるものとする。

(1) 県立総合病院における業務にかかる委託料

項目	防虫・防鼠 完了後	__~__月清掃 完了後	__月清掃 完了後	合計
支払月				—
支払金額	円	各 円	円	円
うち消費税額	円	各 円	円	円

(2) 県立こころの医療センターにおける業務にかかる委託料

項目	ゴキブリ防除 病棟・管理棟 完了後 (年2回)	ゴキブリ防除 厨房・食堂 完了後 (年4回)	蚊・チョウ バエ防除 完了後 (年2回)	鼠防除 完了後 (年12回)	合計
支払月				毎月	—
支払金額	各 円	各 円	各 円	各 円	円
うち 消費税額	各 円	各 円	各 円	各 円	円

(3) 県立こども病院における業務にかかる委託料

項目	四半期毎	合計
支払月	1月・4月・7月・10月	—
支払金額	各 円	円
うち 消費税額	各 円	円